

## 教育大綱の期間について

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市	総合計画	第2次総合計画										
	(基本計画)	前期基本計画						後期基本計画				
	教育大綱	現行 亀山市教育大綱						次期 亀山市教育大綱				

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国	教育振興基本計画	第2期		第3期				次期				
県	教育ビジョン	現行 三重県教育ビジョン				次期						
	教育施策大綱	現行 三重県教育施策大綱				次期						

※ 次期亀山市教育大綱を策定した翌年には次期国・教育振興基本計画が、翌々年には時期教育ビジョン・教育施策大綱が策定される。これらの機会において、適宜、総合教育会議を開催し、国・県の計画との整合等について検証を行い、必要に応じて教育大綱の見直しを行う。